第８回史跡広島城跡保存活用会議　要旨

１　会議名称

史跡広島城跡保存活用会議

２　開催日時

令和７年８月２８日(木)　１４：００～１６：００

３　開催場所

広島市議会棟４階 第３会議室

４　出席委員等

⑴　委員（敬称略）

三浦正幸（座長）、棚橋久美子（オンライン）、中井均、三宅正浩（オンライン）、鈴木康之、今川朱美、戸田常一、江﨑次夫

⑵　オブザーバー

中井將胤（文化庁文化資源活用課主任文化財調査官）、浅野啓介（文化庁文化財第二課文化財調査官）、深水貴仁（広島県教育委員会文化財課主事）、大村昭彦（広島城館長）、荒川正己（広島城主幹学芸員）

⑶　事務局

広島市市民局 文化スポーツ部長、文化財担当課長、広島城活性化担当課長

５　議事（公開）

⑴　史跡広島城跡整備基本計画の改定素案について

⑵　今年度の発掘調査等について

⑶　今後の発掘調査の方針について

⑷　来年度の発掘調査計画について

その他

⑴　史跡広島城跡発掘調査出土遺物の整理状況について（中間報告）

⑵　史跡広島城跡整備基本計画改定に係る図表等の制作状況について（報告）

６　傍聴人の人数

１人（報道関係者を除く。）

７　会議資料

資料１－１　史跡広島城跡整備基本計画の改定素案について

資料１－２　第１章　計画策定の経緯と目的（素案）

資料１－３　第３章　史跡等の概要および現状と課題（素案）
資料１－４　第４章　基本方針（素案）
資料２－１　今年度の発掘調査等について
資料２－２　今年度の発掘調査箇所
資料３－１　今後の発掘調査の方針について
資料３－２　主要な調査対象範囲
資料４　　来年度の発掘調査計画について
資料５　　史跡広島城跡発掘調査出土遺物の整理状況について（中間報告）

８　発言要旨

議事に入る前に開会の挨拶を行った。

議事⑴　史跡広島城跡整備基本計画の改定素案について

（事務局）

史跡広島城跡整備基本計画の改定素案について、資料１－１～１－４に基づいて説明を行った。

【説明概要】

史跡広島城跡整備基本計画の改定素案について、計画改定に当たっての編集方針を提示（資料１－１）し、委員に事前送付していた第１章、３章、４章の素案原稿（資料１－２～１－４）の概要説明を行い、意見を聴取した。

（今川委員）

資料１－２の１ページ目に「原子爆弾の投下により、すべて倒壊あるいは焼失してしまった」とあるが、市が近年用いている表現は「焼失」に統一しているように見受けられるため、「倒壊・焼失」という表記を「焼失」に統一すべきではないか。

資料１－２の８ページ目第４節について「広域的なまちなか形成（国交省の用語）」を踏まえた表現に修正する方が、他計画との整合性が図れるのではないか。

（事務局）

広島城の城郭建造物に限れば、倒壊と焼失の２種類があると認識しており、そのように記載している。ただし、広島市の他の記載との整合性について確認を行い、必要な場合があれば修正する。

文言についても、現在の最新の状況を確認した上で、表記の調整を行いたいと考えている。

（戸田委員）

資料１－２の２ページ目第２・３段落など、長文が多く主語が曖昧になるため、読点を追加するなどして、文を短くし、読みやすい文章へ改善して欲しい。

「検討委員会」「保存管理計画策定委員会」など、本文と年表の名称が一致していない例や、双方に記載がない例が見受けられる。すべての記述について整合性を図るべきである。

（三浦座長）

原爆被害については「天守は倒壊のみ」であり、史実から見ても城郭建築について「倒壊及び焼失」の記載が正しい。量的に見れば倒壊の方が多く、焼失数はそれより少なかったと考えられる。

句読点を工夫して、文章全体の推敲をお願いしたい。

図表と本文で名称・語句を統一する事は大原則であるため、全体的に文言の統一を図るべきである。

議事⑵　今年度の発掘調査等について

（事務局）

令和７年度の広島城跡発掘調査について、資料２－１・２－２に基づいて説明を行った。

【説明概要】

調査箇所及び方法、並びに来年度の調査箇所選定のための地中物理探査等の具体的手法について説明を行った。

（鈴木委員）

優先順位は資料２－２の①～⑤の順とのことであるが、例えば⑤は進捗によっては実施されない可能性があるのか。

（事務局）

そのとおりである。

（中井委員）

内堀に対する石垣の構築状況を確認するための予定箇所①②について、北側に拡張するだけでなく、東側・西側へＬ字に延ばす発掘も検討してはどうか。昨年度（令和６年度）調査したＴ１－２（天守台北東隅の東側）の調査結果と合わせることで、内堀石垣の新旧比較や、改修箇所の確認が可能となる。

地下遺構の破壊を避け発掘箇所の精度を高めるため、地中物理探査を先行して実施し、その探査データをもとに開削範囲を決定してもよいのではないか（特に⑤の調査箇所など）。

（事務局）

状況に応じて、東側又は西側へ展開することは検討する必要があるが、まずは北側の裏石垣の有無を確認した上で、確認された場合は築石の面に沿って東側へ拡張していきたいと考えている。

地中物理探査については密度の高い探査を実施し、地下遺構の状況が把握できるよう検討したい。GPR（地中レーダー探査）だけではなくて磁気探査等その他の探査手法についても検討する。

（江﨑委員）

発掘により確認された植物根は、植生や環境復元において重要な資料となるため、植物根の分布データを取得して欲しい。

今後検討が必要となる広島城の排水計画の基礎資料となるため、地下水・表面水の動態が把握できるデータが物理探査により取得可能であれば、取得を検討して欲しい。

（荒川主幹学芸員）

本丸上段の調査を非公開とする予定であるとのことだが、現在広島城には日々2,000～3,000人の来訪者があり、多くの市民の目に触れる場所であることから、現地説明会等の公開を行わなくてよいのか。

（事務局）

調査地周辺は狭隘であり、安全管理の観点から公開は困難であると考えている。ただし、必要に応じて積極的に対応していきたいと考えている。

（三浦座長）

遺跡の発掘調査成果を一般市民に公開するのは当然である。ただし、①と②（天守台周辺）の発掘調査部分については、天守周辺からの落下物の危険性があり、安全確保が困難であると考える。③～⑤（小天守台周辺）については調査終了後に見学会等を開催するなど、市民や来場者が見学できる機会を検討して欲しい。

調査予定箇所①の天守台北東部を北へ延長した場合、土塀の基礎、北西部では平櫓の基礎が確認される可能性がある。東側と西側で発掘調査結果が異なる可能性を念頭に置き、調査を進める必要がある。

昨年度の調査で、天守台の根石の下には胴木は確認されなかったとされているが、根石を撤去後に確認される可能性もあるため、存在しないと断定することは適切ではない。広島城の石垣のうち天守台の石垣は、織田・豊臣政権期に見られる石垣と異なり、毛利輝元が独自に築いたと考えられるため、どのような構造であるかは十分に解明されていない。そのため、本当に胴木がないのか慎重に検討し、将来的に報告書を作成する際も注意してもらいたい。今後の発掘調査によって、城郭の石垣の構築方法についての新たな知見が加わることを期待している。

天守台北側の下段曲輪部分には、明治初頭の古写真にあるように、人工的に植えられた高木の杉並木が原爆で焼失するまで存在していた。その根株が発掘調査で確認されれば、本質的価値に関わる重要な資料であり、将来的な植生復元に関わる重要な資料となる。

議事⑶　今後の発掘調査の方針について

（事務局）

今後の発掘調査の方針について、資料３－１・３－２に基づいて説明を行った。

【説明概要】

前回会議において、歴史資料等を基に地下遺構がまばらな場所を推測し、そこを主軸として

園路動線を再設定するという基本方針のもと、広島城跡本丸上段及びその周辺を主な対象として整備基本計画改定版を策定していくことが決定した。これに則り、整備事業の具体化に向けて必要な調査のうち、最も時間を要する発掘調査の箇所及び内容について検討内容を説明した。

必要な調査箇所として、(1) 復元整備の検討を行っている天守及び天守台周辺、(2) 主に史跡の主要動線を整備するために必要な本丸上段、(3) 工事用動線の展開等が想定されている史跡外周部北側、(4) 内堀を横断する仮設橋の橋台部・橋脚部分を示し、その目的や必要性について説明した。

(鈴木委員)

基本的には、この史跡の本質的な価値に関わる部分であるため、近世最上面までの掘削を行うことは、その価値を明らかにするという意味で当然のことである。しかし、近代の遺構に価値がある場合には、近世の上層で発掘を止める必要が生じる場合もある。その都度検討という理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(中井委員)

内堀横断部の調査では、過去に施された内堀底の防水フィルムや、その後の堀川強化事業に伴う改変状況の確認など、遺構の保護対策を検討するためのデータ取得が目的との説明があったが、例えば史跡の本質的価値である内堀石垣の調査も重要であると思う。先程の石垣基礎部の胴木の検討を踏まえても、この箇所の調査は重要である。その際、矢板等により一時的に止水する必要があると考えるが、そのような調査を実施すると考えてよいか。

(事務局)

実際には、橋脚・橋台を設置する業者と協議しながら進めることになると思うが、堀の水を完全に抜くことは現実的ではないため、トンバック等で部分的に堰き止める方法を想定している。堀底には防水フィルムを敷設され、さらに堀の浄化事業により堀底が硬化させて形成しているので、その下に従前の堀底層が残存しているのか、残存している場合にはどの程度であるか確認する必要があると考えている。

(浅野文化財調査官)

資料３－１の１ページの１の⑶において、天守群全体（天守と東小天守、南小天守）を復元することが整備効果が高いと記載されているが、天守及び東小天守は資料が多く問題ないと思われる。一方、南小天守については写真等の資料が少なく、直ちに復元可能とは言えない状況であると考えている。今後、資料の蓄積を期待したい。

（三浦委員）

今後の資料の出方や精度によっては、断念する可能性もあるが、現時点では、代表的な天守３棟すべてを復元したいという方向で検討している。

南小天守については、石垣及び礎石と思われる石材が露呈しているため、発掘調査により礎石が確認できる可能性がある。絵図は輪郭のみの表現であるが、南小天守の位置がどの範囲であったかは把握できる。外観については正保城絵図に立面図があり、原子爆弾の投下前に作成された天守等の立面図と一致していることから、立面は信頼できると考えている。ただし、西側立面については相当程度正確に復元できると見込まれるが、その他の面に関する資料は十分でないため、今後精査し、実際に復元可能かどうか広島市において引き続き検討する必要がある。

（鈴木委員）

天守の木造復元やその範囲についてはまだ確定してはいないが、復元の検討会議（広島城天守の復元等に関する検討会議）において、小天守も含めた復元が最も効果が高いとの議論がなされている。それを前提に、準備できる箇所については調査を進めるという理解でよいか。今回予定している調査も、そのような状況に対応できるデータを収集する方針ということか。

（事務局）

今回の調査範囲の設定は、今検討中の天守の木造復元の具体的内容にかかわらず、史跡広島城跡の整備に当たり必要な調査箇所であるとの観点で設定をしている。具体的な整備内容が決定すれば、調整が必要となるが、作業ヤードや仮橋の設置等は、いずれの場合にも必要となることから、現段階で設定している。

（鈴木委員）

現段階では、木造の復元方針にかかわらず、史跡整備のために必要な発掘調査を進めているとう理解でよいか。今後方針が確定すれば、それに応じて追加や修正が生じる可能性もあるということか。

（事務局）

そのとおりである。

議事⑷　来年度の発掘調査計画について

（事務局）

来年度（令和８年度）の発掘調査計画について、資料４に基づいて説明を行った。

【説明概要】

来年度の発掘調査予定箇所である、⑴天守台周辺、⑵本丸上段、⑶史跡外周部北側の３箇所について、調査の目的、方法及び今後のスケジュールについて説明を行った。

（戸田委員）

⑶ 史跡外周部北側の調査対象範囲について、樹木は原則として伐採するとの説明であったが、すべてを伐採する必要があるのか疑問である。また、調査範囲は立入禁止とし、非公開とすることになると思うが、全体をそのようにしてまで調査を実施する必要があるのか。

市民の多くは当該箇所を通行し、内堀周辺を散策やランニング等で利用している。広範囲を一斉に囲い込み、伐採を伴う形で実施することについては慎重であるべきと考える。段階的な調査であれば理解できるが、今回の規模については、市民の意見も事前に聴取する必要があるのではないか。

（今川委員）

史跡外周部北側について、向かいの基町高校の生徒が通学や文化祭等で利用しており、マラソン大会も実施されている。近隣住民や学校行事に支障が生じないよう、十分な配慮が必要である。

（事務局）

安全管理上、調査区へは立入りを防止するための閉鎖措置は必要である。また、トレンチの排土処理や重機の使用に伴い、一定範囲の樹木は伐採せざるを得ないと考えている。なお、資料３－２は整備基本計画において、今後調査が必要と考えられる範囲を大枠で示したものであり、来年度に当該範囲全体を発掘調査するものではない。範囲内を試掘調査（トレンチ調査）するものであり、⑶の赤枠内すべてを同時に閉鎖するのではなく、必要最小限の範囲を閉鎖する想定である。また、図面（資料３－２）の表現はやや曖昧であるが、堀北側の園路については通行可能とする予定である。

近隣の高校・小学校及び市民に対しては、調査内容等について適切に説明を行う予定である。公開については、近世初期の面まで掘り下げる場合、現地表面から約２m以上掘り下げる可能性があり、安全確保の観点から、見学動線を明確に設定しなければ公開は困難と考える。公開を行う場合、現地説明会等の実施を検討するが、現地状況及び調査成果を踏まえ判断したい。

（江﨑委員）

樹木は成長し、衰退しても再生が可能であるが、史跡や文化財は劣化が進行する一方である。この点が両者の本質的な違いである。樹木は許容量が大きく、史跡・文化財は許容量が小さい。許容量の大きい側に一定の調整を加えることで、文化財と植生の共存が可能になると考える。伐採については様々な意見があると思うが、文化財保護の観点から必要であればやむを得ないと考える。その後の再生する方法についても併せて検討されたい。

（浅野文化財調査官）

資料４の２枚目⑶の史跡外周部北側については、南北方向に２．５mのトレンチを８本程度設定し、当該トレンチに支障となる樹木のみを伐採する想定と理解している。

当該地点は保存活用計画では、追加指定を検討する場所とされているが、⑶のウに、「遺構

面（少なくとも近代最上面・近世最上面）については、記録保存措置を講じた上で掘り下げる」とある点について、近世最上面まで掘り下げる趣旨か確認したい。

（事務局）

基本的には近世の最上面で止めるトレンチと、遺構の存否及び深度を確認するため、最下部の遺構面まで掘削するトレンチの２種類を想定している。「（近代最上面、必要に応じて近世最上面）」に修正する。

（鈴木委員）

資料３－２の⑵主要動線予定範囲について、南北方向に幅１ｍのトレンチを１０本程度設定するとのことだが、各トレンチの延長はどの程度を想定しているのか。

（事務局）

今年度実施した地中物理探査の結果等を踏まえ、決定する予定である。具体的内容については改めて提示する。

（三浦座長）

⑶の史跡外周部北側は、現時点では史跡指定範囲外であるが、追加指定の可能性がある場所である。歴史的には毛利期には城外であったが、関ヶ原の戦いの後、福島正則が北側の旧河道を堀として取り込み、城内に取り込んだとされる。したがって、天正文禄期から関ヶ原の戦いの前までは城外であり、その後城内となり江戸期には侍屋敷が存在したと考えられる。堀端直近に侍屋敷が建設される可能性は低く、近世遺構の出土は限定的と想定されるが、毛利期の城外だった時の状況が確認される可能性はある。築城期の状況が明らかになれば、追加指定に結び付く資料が得られる可能性もあり、期待している。

（三浦座長）

議事全体を通じ、質問等があればお願いする。

（中井主任文化財調査官）

資料１－４の第４章基本方針「広島城整備の基本理念」２行目の「オープンスペースとして都市観光の拠点となるような整備」という表現は、史跡整備では一般的でない。都市部の近世城郭では「都市と共存する」等の表現が多いが、「都市観光の拠点」とする整備の具体的イメージを伺いたい。整備部門の担当としては、オープンスペースという都市観光に向けての目的が史跡整備の目的とはそぐわないと思う。史跡整備の目的と整合しない場合、文化庁補助対象とする際に課題となる可能性がある。

（事務局）

ご意見を踏まえ、適切な表現に修正する。

（中井主任文化財調査官）

資料１－４第４章基本方針第２節３(1)の「広島城跡の今後の保存・活用に向けて整備を計画的に実施するため、整備方針を定める」という記述は、さらに別途整備方針を策定する趣旨に読めるため、整理が必要ではないか。

（事務局）

整備方針というより、整備の具体的手法を定める趣旨であり、表現を修正する。

（中井主任文化財調査官）

資料３－１の１(3)は天守復元に関する記述だが、近世のどの時代を想定して整備を行うのか検討しているのか。

（事務局）

復元時代については、現在広島城天守の復元等に関する検討会議においても検討を進めている。東小天守の根拠資料である古写真等が残る時期を重視し、幕末から明治初期を対象とする方向で整理をしている。

（中井主任文化財調査官）

史跡全体をその時代に合わせる場合、例えば大阪城では徳川期を基本とする中で、豊臣期の遺構が見つかり、それを公開したいと考えた場合に整備方針との整合が課題となり、見直しが必要となる事例もあるため、慎重にすべきである。現段階で、幕末頃を目指すということはどこかに記載されているのか。

（事務局）

今後、整備基本計画の中に記載していくことになる。基本的には幕末明治期の広島城を復元する形を考えているが、場所によっては創建時の状態を部分的に展示するというような書き方も必要になる可能性があると考えている。

その他⑴　史跡広島城跡発　掘調査出土遺物の整理状況について（中間報告）

（事務局）

令和６年度の史跡広島城跡発掘調査で出土した遺物の整備状況について、資料５に基づいて中間報告を行った。

（中井委員）

来年度以降も発掘調査を継続していくとのことだが、今回の瓦についての報告はすべての発掘調査が終わった段階で発掘調査のまとめとして行うのか、年次ごとに報告書を刊行するのか。

資料５の４ページ目に瓦当部刻印「小天」とあるが、これは軒丸瓦か軒平瓦なのか。また瓦当のどの部分に刻印が入るのか伺いたい。拓本を見ると軒瓦ではなく、瓦当ではないようにも

思われる。

（事務局）

報告は、天守台周辺の発掘調査がまとまった時点で報告書に記載したいと考えている。

「小天」という刻印は１５例程度確認しており、そのうち１４点が平瓦の端部の平らな面にある。また１点、丸瓦の玉縁（参考資料２　瓦片計測箇所模式図参照）に刻印されていることを確認している。軒瓦ではないので、瓦当という文言は削除する。補足で１点、軒平瓦の瓦当部の中心飾りに刻印ではないが「小天」と書かれているものがある。

（三浦座長）

資料５の２ページ目５(1)に、平瓦類が７割強、丸瓦が３割弱と記載されているが、ここから分かることも記載した方がよい。平瓦と丸瓦が２対１程度であることから、平瓦を二枚重ねしている可能性がある。これが３対１だったら３枚重ねと考えられるので、２枚重ねであるということは材料費を抑えている可能性があるかもしれない。平瓦２枚重ねに対して、1 枚丸瓦を載せていることが分かったというような結論を入れてもよいのではないか。

その他⑵　史跡広島城跡整備基本計画に関わる図表等の制作状況について（報告）

（事務局）

史跡広島城跡整備基本計画に関わる図表等の制作状況について、中間報告を行った。（資料はスクリーンに投影）

【報告概要】

資料１－１で示したように、整備基本計画改定に係る便益施設や動線、植栽等の各種計画については、文章だけでなく図等を活用して分かりやすく示すことが求められている。そのため、同一図上に複数の情報を重ね合わせて表示する。その手法を例示し、報告した。

閉会

（三浦座長）

次回は、史跡広島城跡整備基本計画の中心となる章の素案ができる予定であるため、よろしくお願いしたい。

（事務局）

本日の意見を踏まえ、整備基本計画の改定作業と発掘調査を進めていく。

まず、今回審議いただいた計画の第１章、第３章、第４章については、原稿、図表、資料の追加を行い、１０月初旬頃に委員の皆様に書面照会の形で送付し、それをもって内容を一旦確定したいと考えている。

また、今年１０月から行う発掘調査については、その進捗に合わせ、現地視察を１１月後半頃に予定している。

今年度の史跡広島城跡保存活用会議の開催は、あと２回を考えており、1 回は「広島城天守の

復元等に関する検討会議」においてこれまで行われきた、現天守の解体及び天守群の復元等に向けた課題の整理等について報告した上で審議いただくもので、１１月を予定している。もう１回は、本日審議いただいた整備基本計画の改定に係る次回の検討で、来年２月末頃を予定している。

以上